

7-3 まちづくり検討委員会

1) 委員の紹介



2) 開催経過

	開催日
第 1 回	平成19年 6月 1日
第 2 回	平成19年 6月25日
先進地視察	平成19年 7月11日 ～ 平成19年 7月14日
第 3 回	平成19年 8月20日
第 4 回	平成19年 9月18日
第 5 回	平成19年11月 2日



3) まちづくり検討委員会設置要綱

(設置の目的)

第1条 (仮称)コンパクトで持続可能なまちづくりビジョン(以下「ビジョン」という。)を策定するため、まちづくり検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、ビジョンの策定に関し、市長に必要な提言を行うものとする。

(組織等)

第3条 委員会は、委員10名以内をもって組織し、その委員は、市長が依頼する。

2 市長は必要に応じ、関係機関に対して会議へのオブザーバー参加を依頼することができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長1名、副委員長1名を置き、委員の互選によって定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 委員長は、会議の運営上必要があると認めたときは、委員以外の者の意見または説明を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、都市建設部都市計画課において行う。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成19年4月2日から施行する。

2 この要綱は、平成20年3月31日限り、その効力を失う。